



マスクの着用について

5月23日に、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。その一部には、次の内容が記載されています。「感染防止策としての『マスクの着用』について、屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合、他者との距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスクは必要ない。」その上で、学校におけるマスク着用の考え方については、留意事項を含め追って連絡が来るとのことですが、いまのところ、これまでの学校衛生管理マニュアルに示す内容から変更がない旨の連絡がありました。オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策として、『『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』を踏まえた対応を基本としつつ、身体的距離が十分に確保できないときは、児童生徒にマスクの着用を指導する。その上で、地域の実情に応じつつ、十分な身体的距離が確保できる場合や体育の授業ではマスクの着用は必要ないこと、気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を優先し、マスクを外すこと等を指導する。加えて、運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じつつ、接触を伴うものをはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応するとともに、練習場所や更衣室等、食事や集団での移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染症対策を徹底する。』と記載されています。

学校生活上、生徒にはマスクの着用を奨めています。大切なことは、これまでも伝えてきた通り、自分の判断で適切に対応できることです。マスクを着用するかどうかについては、人から強要されるものではありませんし、だからといって、他者を無視することもできません。対人関係の中でより良く生きる道徳にかかわる問題です。

引き続き、様々な情報を集め、見極め、得た情報や知識から最適解を導き出し、自分と他者の体と心の健康を求めて生活していきましょう。

6月行事予定 ※ 変更する場合があります。その都度確認してください。

- 1 (水) 教育相談② 教育実習開始（～6/21） 市学校教育課訪問
- 2 (木) 教育相談③
- 3 (金) 校外学習
- 4 (土) 市中学校 PTA 定期総会
- 6 (月) 3年 第1回復習テスト 教育相談④ PTA 役員会 ALT 来校
- 7 (火) 教育相談⑤ あいさつ運動 ALT 来校
SC (スクールカウンセラー) 来校
- 8 (水) 第3回フォローアップアドバイザー来校 あいさつ運動
ALT 来校 給食費振込書配付 5限：朝読アンケート
- 9 (木) 6限：金5 教育相談⑥ あいさつ運動 ALT 来校
1年生水着販売 給食費7月分振込期間（～14日）
- 10 (金) 5限：木6 6限：木6 スマイルカップ全体予行
1年生水着販売
- 14 (火) 体育的行事スマイルカップ SC 来校
- 15 (水) いじめなくそうデー
- 16 (木) 6限：金6 教育相談⑦ 放課後プール掃除 諸費納入日
PTA 委員総会・合同部会・第1回運営委員会
- 17 (金) 第4回フォローアップアドバイザー来校 諸費納入日
- 20 (月) 期末テスト発表 笑顔でおはよう運動
- 21 (火) 火6 5 4 3 金6 火1 SC 来校日 5・6限 2年同和特設授業
- 22 (水) 第2回学び合いの授業づくり公開・研究授業
1限 1年同和特設授業 8・9月分献立表配布 SSW 来校
- 23 (木) 1年心電図検査 8・9月分給食申込（～28日）
- 24 (金) 6限：火2 放課後質問教室
- 27 (月) 期末テスト①
- 28 (火) 期末テスト② SC 来校日
- 29 (水) 期末テスト③ 地震・火災避難訓練